

市営住宅用浴室設備等賃貸借契約書

賃貸人 釧路市長 鶴間 秀典（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、釧路市営住宅用浴槽及び風呂釜又はガス給湯設備（以下「浴室設備等」という。）について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙が入居する市営住宅に設置した浴室設備等を、次条以下の約定で、乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

第2条 浴室設備等の賃貸期間は、乙の市営住宅入居期間中とする。ただし、入居期間中でも乙の申出により本契約を解除することができる。この場合、原則として浴室設備等を撤去する。

第3条 賃貸料は釧路市営住宅条例施行規則（平成17年釧路市規則第224号）に定める額とし、甲の発行する納入通知書により各月分を当該月の月末までに、乙は甲に支払うものとする。ただし、月の途中で入居又は退去する場合の賃貸料は、日割り計算による。

第4条 乙は、浴室設備等をその使用法に従って適正に使用し、良好な維持保全に努めるとともに、浴室設備等に使用上の支障又は異常がある場合は、直ちに甲に通知するものとする。

第5条 乙がその責に帰すべき事由により、浴室設備等を滅失又は毀損したときは、乙の費用負担により速やかに取替え又は修理を行うものとする。

第6条 浴室設備等の保全上必要な修理及び部品の取替えは、甲の責任において行う。

第7条 乙の市営住宅退去に伴い、本契約を解除する場合は、乙は、浴室設備等を良好な状態に原状回復して、甲に引き渡さなければならない。

第8条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除し、浴室設備等の使用停止、又は撤去をすることができる。

- (1) 3か月以上賃貸料の支払いを怠ったとき。
- (2) 浴室設備等を正常に使用していないと認められるとき。
- (3) この契約条項に違反し、甲の催告にかかわらず相当期間内に現状に復さないとき。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住所 釧路市黒金町7丁目5番地
氏名 釧路市長 鶴間 秀典



(乙) 住所
氏名

印